

令和5年度  
一般社団法人山口県介護支援専門員協会  
代議員総会

日時：令和5年5月21日（日）

午後1時から午後2時30分まで

場所：山口県社会福祉会館 大ホール  
（ハイブリッド開催）



# も く じ

総会次第	2
報告事項	3
理事の辞任について	
上程議案	5
第1号議案 令和4年度事業報告について	
第2号議案 令和4年度決算報告について	
第3号議案 令和5年度事業計画(案)について	
第4号議案 令和5年度収支予算(案)について	
定 款	28
各地域協(議)会連絡先名簿	38
日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領	39

# 総 会 次 第

## 1 開会

## 2 報告事項

理事の辞任について

## 3 上程議案

- 第1号議案 令和4年度事業報告について
- 第2号議案 令和4年度決算報告について
- 第3号議案 令和5年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和5年度収支予算(案)について

## 4 閉会

# 報 告 事 項

## 理事の辞任について

上記について、理事会をもって承認したことを報告する。



# 上 程 議 案

## 第 1 号議案 令和 4 年度事業報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和4年度 事業報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和4年度事業報告

7ページ

## 第 2 号議案 令和 4 年度決算報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和4年度 決算報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和4年度決算報告

19ページ

## 第 3 号議案 令和 5 年度事業計画 (案) について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和5年度 事業計画(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和5年度事業計画 (案)

24ページ

## 第 4 号議案 令和 5 年度収支予算 (案) について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和5年度 収支予算(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和5年度収支予算(案)

26ページ





# 令和4年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

## I 組織体制

- 1 会員の状況 1, 392人 (令和5年3月31日現在)  
(内訳)

・岩国市	127人	・柳井広域	77人	・周防大島	30人
・周南市	128人	・下松市	82人	・光市	46人
・防府市	131人	・山口市	133人	・宇部市	140人
・山陽小野田市	57人	・美祢市	43人	・下関市	293人
・長門地域	48人	・萩広域	57人		

- 2 日本介護支援専門員協会への入会状況  
(内訳)

令和4年度会員数 1, 392人 (令和5年3月31日現在)

令和4年度新規入会者数 123人

令和3年度からの継続会員数 1, 269人 (令和3年度会員数 1, 360人)

## II 研修に関する事業

- 1 第19回 山口県ケアマネジメント研究大会 (ハイブリッド研修)

期 日 令和4月11月26日 (土)

場 所 山口県社会福祉会館 大ホール

参加者 135名 (会員135名、非会員0名)

内 容 基調講演

「事業継続計画 (BCP) 作成における留意点と介護支援専門員の役割」

講師 びわこ学院大学 教育福祉学部 学部長 教授

株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長 烏野猛

シンポジウム

「備えあれば患いなし」～私たちが経験したことをBCPに活かしてみよう～

シンポジスト ふじ周南 居宅介護支援事業所 管理者 大多和文香

看護小規模多機能型居宅介護そらり 施設長 上村誉恵

特別養護老人ホームはまゆう苑 介護支援専門員 平山純一

コメンテーター びわこ学院大学 教育福祉学部 学部長 教授

株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長 烏野猛

コーディネーター 山口県介護支援専門員協会 常任理事 山本誠

研究発表

- ・高齢期・終末期の意思決定支援 (ACP) における、介護支援専門員の役割についての調査研究

防府介護支援専門員協会 地域支援部 山根幸子

- ・ケアマネジメントにおける介護支援専門員のつまずきやゆらぎの考察

山口市介護支援専門員協会 安光正之

助言者 びわこ学院大学 教育福祉学部 学部長 教授

株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長 烏野猛

座 長 山口県介護支援専門員協会 常任理事 藤本真樹

- ・ 当会調査研究部の研究支援活動「研究の初めの一步を踏み出そう」

2 令和4年度介護支援専門員更新研修（実務経験なし）・再研修夏期開催

期 日 令和4年6月10日（金）から令和4年8月11日（木）

場 所 山口県社会福祉会館・山口県セミナーパーク

（※コロナ感染拡大により、演習②・③はオンラインへ変更）

参加者 184人 修了者：179人・（実務なし・115人、再研修・64人）  
（冬期振替3人 次年度振替2人）

内 容 動画配信① 6月10日（金）から6月25日（土）

集合演習① A：6月25日（土・午前）、B：6月26日（日・午後）

講義 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」

「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門」

講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦

講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」

講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一

講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」

講義 「地域包括ケアシステム及び社会資源」

「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」

講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

動画配信② 6月26日（日）から7月25日（月）

zoom演習② A：7月26日（火）、B：7月24日（日）C：7月25日（月）

講義・演習「ケアマネジメントの展開①基礎理解」

「⑥看取りに関する事例」

講師 ケアパートナーいろは 管理者 中山京子

講義・演習「②脳血管疾患に関する事例」

講師 指定居宅介護支援事業所さんみ苑 管理者 杉本幸子

講義・演習「③認知症に関する事例」

講師 防府東地域包括支援センター 副センター長 矢田江利子

動画配信③ 7月25日（月）から8月10日（水）

zoom演習③ A：8月9日（火）、B：8月10日（水）C：8月11日（木祝）

講義・演習「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」

講師 あさひ居宅介護支援事業所 管理者 森永江里子

講義・演習「⑤内臓の機能不全に関する事例」

講師 くりや苑居宅介護支援センター 顧問 杉原須美江

講義 「介護支援専門員資格登録等について」

講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班 主事 小玉太郎

講義・演習「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」

講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

3 令和4年度介護支援専門員実務研修の開催（実務経験なし・再研修冬期開催）

期 日 令和4年12月26日（月）から令和5年3月13日（月）

場 所 講義：動画配信

演習：実務研修 Aコース 山口県社会福祉会館 大ホール

Bコース オンラインzoom

実務なし再研修 オンラインzoom

参加者 実務研修 127人（修了者：126人 内辞退1人）

実務なし・再研修 71人 修了者68人（内実務なし43人、再研修25人）

（次年度夏期振替2人、辞退1人）

内 容 動画配信① 12月26日（月）から1月13日（金）

演習① A：1月11日（水）、B：1月12日（木）、

実務なし・再研修：1月14日（土）

講義 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」

「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」

講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦

講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」  
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一  
講義・演習「相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎」  
「利用者多くの種類の専門職等への説明及び合意」  
講師 特別養護老人ホーム はまゆう苑 課長 松谷法史  
講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」  
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

動画配信② 1月13日（金）から1月26日（木）

講義 「ケアマネジメントプロセス」  
老人保健施設 みどり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠  
講義 「地域包括ケアシステム及び社会資源」  
「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」  
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太  
講義 「ケアマネジメントに係る法令等の理解」  
講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橋康彦  
講義 「実習オリエンテーション①」  
講師 小規模多機能型居宅介護こうよう紫苑 管理者 堀田慎一郎  
演習② A：1月14日（土）、B：1月15日（日）

講義・演習「①受付及び相談並びに契約」  
「②アセスメント及びニーズの把握の方法」  
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀  
講義・演習「①受付及び相談並びに契約」  
「②アセスメント及びニーズの把握の方法」

演習③ A：1月19日（木）、B：1月20日（金）

講義・演習「③居宅サービス計画等の作成」  
講師 老人保健施設 みどり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠  
講義・演習「④サービス担当者会議の意義及び進め方」  
講師 下松市地域包括支援センター 主任介護支援専門員 山本亜紀  
演習④ A：1月24日（火） B：1月25日（水）

講義・演習「⑤モニタリング及び評価」  
「実習オリエンテーション②」  
講師 小規模多機能型居宅介護こうよう紫苑 管理者 堀田慎一郎

動画配信③ 1月26日（木）から2月13日（月）

演習⑤ A：2月14日（火） B：2月15日（水）  
実務なし・再研修：2月10日（金）

講義・演習「ケアマネジメントの展開①基礎理解」  
「⑥看取りに関する事例」  
講師 ケアパートナーいろは 管理者 中山京子  
「②脳血管疾患に関する事例」  
講師 指定居宅介護支援事業所さんみ苑 管理者 杉本幸子  
講義・演習「③認知症に関する事例」  
講師 防府東地域包括支援センター 副センター長 矢田江利子

動画配信④ 2月16日（木）から3月2日（木）

演習⑥ A：3月3日（金） B：3月4日（土）  
実務なし・再研修：3月1日（水）

講義・演習「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」  
講師 あさひ居宅介護支援事業所 管理者 森永江里子  
講義・演習「⑤内臓の機能不全に関する事例」  
講師 くりや苑居宅介護支援センター 顧問 杉原須美江  
講義・演習「実習振り返り」  
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

講義 「介護支援専門員資格登録等について」  
講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班 主事 小玉太郎  
講義・演習 「研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り」  
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太  
演習⑦ A：3月12日（日）B：3月13日（月）  
講義・演習 「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」  
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

#### <研修打合せ会議>

実務（実務なし・再）研修に係る（web）打合せ会議

令和4年10月 6日（木）出席者 5人 令和4年10月26日（火）出席者 2人

令和4年11月 9日（水）出席者 4人

#### ○オンライン研修 ZOOM（ハイブリッド）の開催

##### 4 チームマネジメントに求められる「会議の進め方」研修会

期 日 令和4年4月23日（土）

参加者 74人

講 師 ケアタウン総合研究所 代表 高室成幸

##### 5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書の書き方」研修会

期 日 令和4年5月17日（火）

場 所 山口県社会福祉会館 大ホール

参加者 86人

講 師 一般社団法人山口県介護支援専門員協会 副会長 橘康彦

##### 6 スーパーバイザー初めの一步 研修会

期 日 令和4年 9月17日（土）、令和4年10月15日（土）

令和4年11月19日（土）、令和4年12月10日（土）

場 所 山口県セミナーパーク研修室204

参加者 15人

講 師 一般社団法人福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院  
地域医療連携室 課長（医療ソーシャルワーカー）梅田真嗣

##### 7 スーパーバイザー養成研修 実践編

期 日 令和4年11月20日（日）、令和4年12月11日（日）

場 所 山口県セミナーパーク研修室204

参加者 15人

講 師 一般社団法人福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院  
地域医療連携室 課長（医療ソーシャルワーカー）梅田真嗣

##### 8 不安を抱える人を支援するための心理学的理解研修会

期 日 令和4年11月11日（金）

参加者 73人

講 師 医療法人あづま会 伊勢崎市地域包括支援センター東  
主任介護支援専門員・社会福祉士・認定心理士 中島麻衣子

##### 9 研究の進め方研修会

期 日 令和4年12月17日（土）

参加者 15人

講 師 至誠館大学 現代社会学部現代社会学科 教授 梅木幹司

#### ○動画配信研修の開催

##### 10 「居宅ケアマネジャーのお仕事ガイド」

配信期間 令和4年6月6日（月）から6月30日（木）

参加者 83人  
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一

11 『ケアプラン作成に求められる思考過程と新たな標準様式の視点』研修会  
～一般社団法人日本介護支援専門員協会研修会 伝達研修会～

期 日 令和5年2月22日（水）  
参加者 31人  
講師 一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事 中林弘明  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係 係長 諏訪林智  
埼玉県立大学大学院/研究開発センター 教授 川越雅弘

○主任介護支援専門員更新研修受講要件研修（動画受講又は会場受講）の開催

12 「人材育成に活かす【ケアマネジメントの標準化】」研修会

配信期間 令和4年8月5日（金）から8月19日（金）  
会場参加 令和4年8月17日（水）山口県社会福祉会館 第1会議室  
参加者 257人（動画受講246人、会場受講11人）  
講師 一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 副理事長 松川竜也

13 「薬剤師との連携・協働のために必要な知識」研修会

配信期間 令和4年8月22日（月）から9月5日（月）  
会場参加 令和4年8月24日（水）山口県社会福祉会館 第1会議室  
参加者 233人（動画受講219人、会場受講14人）  
講師 一般社団法人山口県薬剤師会  
常務理事 河田尚己、越智志穂、川上英宏、内田一成  
理 事 家本亜希子

14 「介護支援専門員の【ヤングケアラー】支援」研修会

配信期間 令和4年9月7日（水）から9月21日（水）  
会場参加 令和4年9月9日（金）山口県社会福祉会館 第1会議室  
参加者 252人（動画受講237人、会場受講15人）  
講師 いわかね社会福祉士事務所 代表 岩金俊充

15 「ナラティブ・アプローチ」研修会

配信期間 令和4年9月26日（月）から10月10日（月）  
会場参加 令和4年10月4日（火）山口県社会福祉会館 第1会議室  
参加者 277人（動画受講262人、会場受講15人）  
講師 駒澤大学 文学部社会学科 社会福祉学専攻 教授 荒井浩道

### Ⅲ 委託に関する事業

介護支援専門員研修向上委員会の開催（WEB・参集会議）

【第1回】

期 日 令和4年7月22日（金）  
出席者 委員：8名 オブザーバー：3名  
協議事項 介護支援専門員研修の進捗状況について  
今後の法定研修の方向性について  
実務研修の実習について

【第2回】

期 日 令和4年11月2日（水）  
場 所 山口県社会福祉会館2階 第2会議室  
出席者 委員：9名 オブザーバー：3名  
協議事項 介護支援専門員研修の進捗状況について  
実務研修について  
次年度以降の法定研修の方向性について

### 【第3回】

期 日 令和5年2月13日（月）  
場 所 山口県社会福祉会館 大ホール  
出席者 委員：6名 オブザーバー：3名  
協議事項 介護支援専門員研修の進捗状況について  
ファシリテーター養成について  
・令和5年度モデル事業実施の採択について  
・ファシリテーターの役割等の検討について  
令和5年度の各研修実施方法、開催時期について  
オンライン受講にかかるルール作りについて

### ケアプラン点検事業

アドバイザー養成研修会（山口市）

期 日 第一部 動画配信 令和4年11月1日（火）から11月14日（月）  
第二部 演習（ハイブリッド） 令和4年11月14日（月）  
参加者 27人  
講師 一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 副理事長 松川竜也  
山口県介護支援専門員協会 常任理事 山本亜紀

### 【山口市】

点検実施期間 前期：令和4年10月から令和4年12月末まで  
後期：令和4年12月から令和5年2月末まで  
点検件数 25事業所50件  
点検者 22人

### 【下関市】

点検実施期間 令和4年9月から令和5年2月末まで  
点検件数 8事業所16件  
点検者 7人

## IV 調査・研究に関する事業

### 1 研究のための環境整備

- (1) 調査指導者の登録制度の確立。平成29年度より県協会において研究指導者の登録制度を設け、研究指導者は、山口県ケアマネジメント研究大会研究発表者の研究にかかる技術的支援と、抄録、発表原稿作成から研究終了までの指導を行う。
- (2) 研究大会研究発表に伴う倫理審査。
- (3) 研究計画書が作成できることを目的とした研修企画の検討。（研究目的や背景、目的を達成するための研究方法の選択）

### 2 調査研究部としての研究計画の取組み

## V 広報・情報提供

- 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用。（会員外でも閲覧が可能）  
<https://www.y-cma.jp/>
- 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行  
第1号 令和4年9月1日発行  
第2号 令和5年3月31日発行
- 3 メールマガジンの配信、LINE 公式ページの運用

## VI 関係機関・団体との協働連携

- 1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。
  - (1) 福祉サービス等調整計画検討委員会 橘康彦副会長  
(令和2年4月1日～令和5年3月31日)
  - (2) 山口県高齢者保健福祉推進会議 佐々木啓太会長  
(令和2年7月1日～令和6年6月30日)
  - (3) 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議 堀田慎一郎理事  
(令和3年11月1日～令和5年10月31日)

- |   |         |
|---|---------|
| (4) 山口県訪問看護推進協議会<br>(令和3年12月1日～令和5年3月31日)           | 佐々木啓太会長 |
| (5) 福祉研修センター運営委員会<br>(令和4年1月20日～令和6年1月19日)          | 橋康彦副会長  |
| (6) 山口県ヤングケアラー支援に関する検討会議委員<br>(令和4年4月1日～令和6年3月31日)  | 岩神亜紀副会長 |
| (7) 山口県医療審議会<br>(令和4年10月1日～令和6年9月30日)               | 弘中和恵理事  |
| (8) 山口県介護保険関係団体連絡協議会 総会・連絡会議<br>(令和4年5月11日(水))      | 佐々木啓太会長 |
| (9) 社会福祉法人山口県社会福祉協議会 令和4年度定時評議会<br>(令和4年度6月24日(金))  | 佐々木啓太会長 |
| (10) 山口県地域生活定着支援センター連絡協議会<br>(令和4年度9月14日(水))        | 佐々木啓太会長 |
| (11) 郡市医師会地域包括ケア担当理事・介護保険担当理事合同会議<br>(令和4年9月29日(木)) | 佐々木啓太会長 |
| (12) 山口県介護労働懇親会<br>(令和4年11月28日(月))                  | 事務局 長   |
| (13) 山口県リハビリテーション推進協議会設立式典(総会)<br>(令和4年11月3日(木))    | 佐々木啓太会長 |
| (14) 山口県介護保険関係団体フォーラム<br>(令和4年12月4日(日))             | 堀田慎一郎理事 |
| (15) 山口県理学療法士創立五十周年記念式典<br>(令和5年1月14日(土))           | 佐々木啓太会長 |

## 2 各地域連絡協議会会議、研修等への協力及び参加

- |  |        |
|--|--------|
| (1) 会議、研修会への参加   |        |
| 第2回柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会<br>(動画) 令和4年11月25日(月)から12月9日(日) | 山本誠理事  |
| 第3回柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会<br>(動画) 令和5年2月27日(月)から3月12日(日)  | 橋康彦副会長 |

## 3 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加 (WEB 会議)

- |                         |                               |
|-------------------------|-------------------------------|
| (1) 日本介護支援専門員協会会議への参加   |                               |
| 【第14回社員総会】 令和4年6月20日(月) | 佐々木啓太会長<br>松谷法史副会長<br>岩神亜紀副会長 |
| 【都道府県支部長会議】             |                               |
| 第1回 令和4年8月 5日(金)        | 佐々木啓太会長                       |
| 第2回 令和5年2月10日(金)        |                               |
| 【理事会】 第1回 令和4年5月27日(金)  | 橋康彦副会長                        |
| 第2回 令和4年9月27日(木)        | (中国ブロック選出理事)                  |
| 第3回 令和5年1月27日(金)        |                               |
| 第4回 令和5年3月10日(金)        |                               |
| 【倫理委員会・広報委員会】           |                               |
| 令和4年4月13日(水)            | 佐々木啓太会長(委員)                   |
| 令和4年8月 6日(土)            |                               |
| 令和4年9月27日(火)            |                               |
| 令和5年3月20日(月)            |                               |

## 4 中国ブロック会議への参加

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 第1回 令和5年1月28日(土)     |  |
| 場 所 松江スティックビル 506研修室 |  |

出席者 3名（橋副会長（ブロック理事）、佐々木会長、松谷副会長）  
第2回 令和5年3月18日（土）  
場 所 おかやま西川原プラザ 第1会議室  
出席者 4名（橋副会長（ブロック理事）、佐々木会長、松谷副会長、岩神副会長）

- 5 他団体主催の各種研修会等にて、開催及び後援をした。
- (1) 第37回中四国精神保健福祉大会 山口大会に後援  
（山口県精神保健福祉会協会）
  - (2) 令和4年度山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に後援  
（山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会）
  - (3) 第31回山口県理学療法学会学術大会に後援  
（山口リハビリテーション病院 リハビリセンター）
  - (4) 「第4回山口県認知症カフェサミット」に後援  
（公益社団法人 認知症の人と家族の会山口県支部）
  - (5) 第11回日本ロボットリハビリテーション・ケア研究大会 in 下関・山口」に後援  
（NPO日本ロボットリハビリテーション・ケア研究会事務局）
  - (6) 「市民講座 誰もがなりうる「ひきこもり」の正しい知識」に後援  
（山口大学医学部 SDS 支援システム開発講座）
  - (7) 「山口県介護ロボット地域フォーラム」に後援  
（山口県介護ロボット地域フォーラム事務局）
  - (8) 「しゅうなんまちなか保健室キックオフ講演会」に後援  
（NPOしゅうなんまちなか保健室）

## VII 会の運営

### 1 代議員総会の開催（WEB会議）

期 日 令和4年5月29日（日）  
出席者 56人（うち委任状提出数14人）  
内 容 令和3年度事業報告について  
令和3年度決算報告について  
令和4年度事業計画（案）について  
令和4年度収支予算（案）について  
理事及び監事の選任について

### 臨時代議員総会（書面決議）

期 日 令和4年8月31日（水）  
内 容 理事辞任に伴う後任者の選任について

### 2 理事会の開催（WEB会議）

#### 【第1回】

期 日 令和4年5月15日（日）  
出席者 31人  
内 容 令和3年度事業報告について  
令和3年度収支決算について  
令和4年度事業計画（案）について  
令和4年度収支予算（案）について  
役員体制・各専門部会の構成について

#### 【第2回】（登記用）

期 日 令和4年5月29日（日）  
出席者 24人  
内 容 代表理事選定の件

#### 【第3回】

期 日 令和4年8月20日（土）  
出席者 25人  
内 容 各部の活動状況について



ケアマネジメント研究大会について  
理事辞任に伴う後任者の選任について

【第4回】

期 日 令和4年11月13日（日）  
出席者 25人  
内 容 各部の活動状況について  
ケアマネジメント研究大会について  
永年表彰者の承認について

【第5回】

期 日 令和5年3月11日（土）  
出席者 24人  
各部会の活動状況、次年度計画について  
令和5年度事業計画・予算案について  
次年度の会議について  
ファシリテーターの養成について  
とちぎ大会の助成について

3 常任理事会の開催（WEB 会議）

【第1回】

期 日 令和4年4月28日（木）  
出席者 8人  
内 容 令和3年度事業報告について  
令和3年度収支決算、令和3年度収支予算（案）について  
令和4年度役員体制・各専門部会の構成について  
各部の活動状況、引継ぎ等について  
ケアマネジメント研究大会について

【第2回】

期 日 令和4年7月29日（金）  
出席者 8人  
内 容 各部の活動状況について  
ケアマネジメント研究大会について

【第3回】

期 日 令和4年11月1日（火）  
出席者 9人  
内 容 各部の活動状況について  
ケアマネジメント研究大会について  
永年表彰者の承認について

【第4回】

期 日 令和5年3月7日（火）  
出席者 9人  
内 容 各部会の活動状況、次年度計画について  
令和4年度事業計画・予算案について  
次年度の会議について  
ファシリテーターの養成について

4 部会の開催（WEB・参集会議）

（1）組織総務部会の開催

【第1回】

期 日 令和4年4月18日（月）  
出席者 7人  
内 容 令和4年度研究大会の開催について

【第2回】

期 日 令和4年6月18日（土）  
出席者 4人

内 容 ケアマネジメント研究大会について

【第3回】

期 日 令和4年7月30日（土）  
出席者 6人  
内 容 「災害自己点検票」の作成について

【第4回】

期 日 令和4年10月7日（金）  
出席者 7人  
内 容 シンポジストの選定、シンポジウムの構成について  
ウェビナーの実施方法、協力体制等について  
災害自己点検票について

【第5回】

期 日 令和5年1月30日（月）  
出席者 8人  
内 容 今年度研究大会の振り返りについて  
令和5年度研究大会の開催について  
災害自己点検票について

(2) 広報事業部会の開催

【第1回】

期 日 令和4年6月28日（火）  
出席者 5人  
内 容 広報誌の発行について  
HPの更新について  
LINE公式ページの検討について

【第2回】

期 日 令和4年8月20日（土）  
出席者 6人  
内 容 LINE公式ページの運用について  
HPの更新について

【第3回】

期 日 令和4年12月12日（月）  
出席者 5人  
内 容 広報誌の発行について

【第4回】

期 日 令和5年2月27日（月）  
出席者 6人  
内 容 広報誌（第2号）の確認について  
LINEから新規入会の特典について  
全国大会Facebookの活用について

(3) 調査研究部会の開催

【第1回】

期 日 令和4年6月20日（月）  
出席者 7人  
内 容 山口市の倫理審査について  
令和4年度研究の進め方研修会について  
指導者の登録について

【第2回】

期 日 令和4年7月25日（月）  
出席者 6人  
内 容 山口市のマッチングについて  
全国大会の発表者への連絡と取り扱いについて

**【第3回】**

期 日 令和4年10月24日（月）  
出席者 7人  
内 容 研究の進め方研修会の組み立てについて  
調査研究部の研究の取組みについて

**【第4回】**

期 日 令和5年2月27日（月）  
出席者 6人  
内 容 今年度の振り返りについて  
次年度の事業計画について  
研究の進め方研修会の組み立てについて  
調査研究部の研究の取組みについて

**(4) 公益事業部会の開催****【第1回】**

期 日 令和4年4月14日（木）  
出席者 4人  
内 容 令和3年度事業の振り返りについて  
令和4年度の事業委託件数、実施方法等について  
点検依頼、養成研修等の実施方法、スケジュールについて

**【第2回】**

期 日 令和4年6月22日（水）  
出席者 8人  
内 容 令和4年度の事業委託件数、スケジュール等について  
部員のアドバイザーへの意向確認について  
アドバイザー養成研修の実施方法について

**【第3回】**

期 日 令和4年8月3日（水）  
出席者 8人  
内 容 アドバイザー養成研修の組立てについて  
点検スケジュール等について

**【第4回】**

期 日 令和4年9月13日（火）  
出席者 6人  
内 容 アドバイザー養成研修の組立てについて  
山口市の点検について  
オンラインでの面談実施方法について

**【第5回】**

期 日 令和5年3月12日（日）  
場 所 山口県社会福祉会館 4階 事務局  
出席者 6人  
内 容 令和4年度点検事業（下関市・山口市）の振り返りについて  
令和5年度の点検事業について  
アドバイザー養成研修の開催時期について

**(5) 生涯研修部会の開催****【第1回】**

期 日 令和4年7月1日（金）  
出席者 7人  
内 容 活動内容について  
各研修の進捗状況と今後の企画について  
法定研修の実施状況について  
今後のスケジュール、検討内容について

【第2回】

期 日 令和4年11月18日（金）  
出席者 7人  
内 容 各研修の進捗状況について  
次年度研修企画（テーマ、講師）について

【第3回】

期 日 令和5年2月1日（水）  
出席者 7人  
内 容 実務研修の進捗状況  
次年度の研修企画（主任要件、自主研修）について

5 各地域代表者会議の開催（WEB会議）

【第1回】

期 日 令和5年3月11日（土）  
出席者 20人  
議 案 各部の活動状況、次年度計画について  
法定研修演習ファシリテーター養成について  
意見交換  
・自己作成（セルフケアプラン）について

第2号議案

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会  
令和4年度 収支計算書

1 収入 総 額 60,457,301 円  
1 支出 総 額 24,003,377 円  
1 収支差引 残 高 36,453,924 円(次年度への繰越)

自 令和 4年4月 1日  
至 令和 5年3月31日

(単位:円)

収入の部

勘 定 科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘 要
会費収入	4,600,000	4,526,000	△ 74,000	
正会員	4,200,000	4,176,000	△ 24,000	@3,000×1,392人
賛助会費	400,000	350,000	△ 50,000	@50,000×7企業
受託金収入	1,437,000	1,296,000	△ 141,000	
受託金収入	1,437,000	1,296,000	△ 141,000	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	829,000	841,800	12,800	
助成金収入	829,000	841,800	12,800	令和3年度会員名簿管理手数料293,000円 令和3年度会員支部交付金(後期分)21,600円 令和4年度会員支部交付金(前期分)402,000円 中国ブロック会議に係る助成金125,200円
寄付金収入	10,000	0	△ 10,000	
寄付金収入	10,000	0	△ 10,000	組織総務部広報活動費
事業収入	17,463,000	20,575,021	3,112,021	
参加費収入	16,463,000	19,110,300	2,647,300	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	750,000	1,356,113	606,113	ケアプラン点検事業費
広告収入	200,000	90,000	△ 110,000	広告掲載料
手数料収入	50,000	18,608	△ 31,392	日本協会テキスト・書籍販売斡旋手数等
雑収入	1,000	345	△ 655	
雑収入	1,000	345	△ 655	
当期収入合計(A)	24,340,000	27,239,166	2,899,166	
前年度繰越金収入	33,218,000	33,218,135	135	
収入合計(B)	57,558,000	60,457,301	2,899,301	

## 支出の部

(単位:円)

勘定科目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘要
<b>事務費</b>	<b>10,605,000</b>	<b>10,599,591</b>	<b>△ 5,409</b>	
会議費(事務)	950,000	1,290,596	340,596	会議・打ち合せに係る日当、旅費等
役職員旅費(事務)	300,000	96,218	△ 203,782	会議・出張等に係る旅費(オンライン参加含む)
人件費(事務)	6,334,000	6,420,958	86,958	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	340,000	160,271	△ 179,729	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	251,000	210,400	△ 40,600	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	590,000	548,986	△ 41,014	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	317,000	295,735	△ 21,265	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	652,000	588,233	△ 63,767	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80,000	71,450	△ 8,550	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45,000	45,000	0	協議会会費
支払報酬(事務)	360,000	390,560	30,560	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	336,000	398,574	62,574	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50,000	82,610	32,610	記念品・交際費等
<b>事業費</b>	<b>13,959,000</b>	<b>13,403,786</b>	<b>△ 555,214</b>	
事業広報費	420,000	357,967	△ 62,033	ホームページ維持管理料・協会だより・システム年会費等
事業謝金	3,693,000	3,508,332	△ 184,668	研修会に係る講師謝金・旅費、ケアプラン点検者謝金
事業旅費	174,000	253,160	79,160	研修会に係る協力員日当・旅費、事務員の旅費等
事業人件費	6,317,000	5,837,198	△ 479,802	事業に係る人件費
事業消耗品費	497,000	726,342	229,342	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	548,000	477,037	△ 70,963	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	796,000	916,266	120,266	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	54,000	55,685	1,685	昼食代
事業賃借料	647,000	869,493	222,493	研修会場代等
事業図書費	50,000	6,850	△ 43,150	テキスト・書籍購入
事業雑費	60,000	23,496	△ 36,504	諸費
業務委託費	203,000	276,960	73,960	自主、法定研修等の受講管理にかかる業務費
福祉増進費	200,000	0	△ 200,000	災害等に係る義援金
活動助成費	300,000	95,000	△ 205,000	全国大会inみやざき参加に係る経費
<b>予備費</b>	<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 5,000</b>	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
当期支出合計(C)	24,569,000	24,003,377	△ 565,623	
当期収支差額(A-C)	△ 229,000	3,235,789	3,464,789	
次期繰越差額(B-C)	32,989,000	36,453,924	3,464,924	

一般社団法人山口県介護支援専門員協会

貸借対照表

令和5年3月31日現在  
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
(資産)		(負債)	
普通預金	18,941,848	未払金	
定期預金	15,000,000	・リコージャパン： カウンター料、消耗品	84,011
未収金		・日本郵便料金後納： 3月分発送代	51,096
・山口県長寿社会課： 介護支援専門員研修向 上委員会運営事業受託 金	1,296,000	・ソフトバンクモバイル： 3月分通信費	4,930
・下関市介護保険課： ケアプラン点検事業委 託料	341,440		
・山口市介護保険課： ケアプラン点検事業委 託料	1,014,673	未払金合計	140,037
		(純財産)	
		繰越金	36,453,924
未収金合計	2,652,113		
計	36,593,961	計	36,593,961

財産目録

令和5年3月31日現在  
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	18,941,848	未払金	140,037
定期預金	15,000,000		
山口銀行 県庁内支店 No5023901			
未収金	2,652,113		
資産合計	36,593,961	負債合計	140,037
差引正味財産			36,453,924

注) 上記のほか、当会で保管、管理しているもの

- ・事務用消耗品費等
- ・カメラレコーダー、プロジェクター等の映像備品



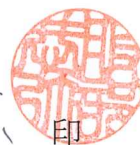


# 監査報告書

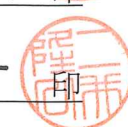
令和5年4月21日

一般社団法人山口県介護支援専門員協会  
会長 佐々木啓太様

監事 服部 恭 弥



監事 二井 隆 一



私たち監事は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

## 令和5年度 山口県介護支援専門員協会 事業計画（案）

### 【事業方針】

令和5年度は、いよいよ令和6年度の診療報酬との同時介護報酬改定を迎える時期であります。介護支援専門員においては、居宅介護支援費の利用者負担が先送り議論となりましたが、今後ますます介護支援専門員の支援のあり方についても議論がすすんでいくと思われます。

その一端が垣間見れるのが「適切なケアマネジメント手法」の考え方です。このねらいは、ケアプラン検討時の抜け漏れの防止、多職種協働の推進、ケアプランの見直しの円滑化となっていますが、その解決策として挙げられているのが、「疾患別に想定すべき支援内容を体系化した」となっており、いわゆる医学モデルが導入されるのではないかと危機感があります。

そこには、シンプルなサービス提供者主導型、利用者を分類し、それに合った定型の業務を行うと言う専門職とは言えない仕事にしていこうとする意図があるのではないかと思います。

我々はこの適切なケアマネジメント手法の考え方は一つの手法として捉え、「臨床者としての知識や技術」を積み重ねていくこと、そして「省察的実践家としての成長を支える」ことが今、職能団体に求められているのではないのでしょうか。

また、それを実践する介護支援専門員の人材不足や、職域や、社会情勢の変化に伴う課題も増大しています。介護支援専門員がその使命を全うし、地位や職域を向上させること、そして社会の変化に対する課題に対応出来、利用者に寄り添った支援体制が整備できることも大きな使命であります。

そのために、山口県内の介護支援専門員が一丸となり、対人援助の本質を高めることを介護支援専門員が実践していく姿勢、そして、組織力を高めつつ、介護支援専門員の地位向上・職域を広げる活動や社会情勢の変化に対応する実践を行う必要があります。

そこで、今年度は対人援助職としての臨床力向上、人材不足や地位・職域の向上させるための組織力強化を大きな方向性とし、以下5つの重点目標を掲げ、活動していきます。

1. 職能としての組織力強化・地域協（議）会、日本協会との連携強化
2. 対人援助の質を向上させる研修や体制の強化
3. オンライン研修の効果検証を踏まえた、より質の高い研修体制の構築
4. 職域を広げ、介護支援専門員の仕事の幅を広げる活動の模索
5. 新たな情報伝達の構築及び実施

この5つの重点目標を実現していくため、事業計画に定める活動を着実に進め、社会的に認められる介護支援専門員となれるよう会員の皆様と共に活動してまいります。

### 【事業計画】

#### 1. 組織力を高める活動（三役・組織総務部）

- 本会と県内各地域協（議）会との情報交換のできる体制の整備  
→理事会、地域代表者会議の開催
- 会員数増員に対する、県内各地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化  
→会員数1500人を目指し、会員増員を図る  
→地域協会への情報提供、協働した活動の実施
- 行政や議員との意見交換・情報交換を通じて、介護支援専門員に関する政策提言実施
- 山口県ケアマネジメント研究大会の準備、開催（テーマ 対人援助について）
- 県内各関係団体、職能団体との連携及び委員会等への役員派遣  
→山口県デイサービス協議会や山口県訪問介護事業所連絡協議会など関係団体とのICT連携

- ・災害発生時の対応、災害発生時の対応方法を定めたマニュアルの整備、BCP 計画の支援ツールの作成
- ・日本介護支援専門員協会のワークサポートケアマネジャー養成研修会への派遣
- ・ヤングケアラーへの対応に向けた情報発信

## 2. ケアマネのスキルアップ支援（生涯研修部）

- ・生涯研修体系確立のための、資質向上につながる独自研修会の開催
  - 介護支援専門員の実務、介護予防支援、認知症、ヤングケアラー、ICT の活用、スーパービジョン研修、心理の研修等の実施。
  - オンライン活用、ハイブリット研修等の実施
- ・法定研修及び主任更新要件研修の実施
  - 介護支援専門員実務研修、実務なし再研修、家族支援、地域援助技術、対人援助者監督指導終末期支援研修等の実施。
  - オンライン活用、ハイブリット研修等の実施
- ・他の法定研修の指定に向けた準備

## 3. 情報伝達、広報機能の充実（広報事業部）

- ・ホームページの運用
- ・メールマガジンの運用
- ・広報誌（山口県介護支援専門員協会だより）の発行による広報活動
- ・昨年度導入したライン公式ページの効果的運用（入会キャンペーンによる促進）
- ・新たな情報伝達方法の検討（Facebook公式ページ等）
- ・楽しみのある活動の実施（他県の介護支援専門員との交流）

## 4. 公益活動（公益事業部）

- ・ケアプラン点検事業の実施
- ・ケアプラン点検アドバイザー養成研修の実施
- ・市町村事務受託法人の取得に向けた、ケアプラン点検、認定調査事務委託の検討

## 5. 研究事業（調査研究部会）

- ・会員が研究に取り組みやすくなるための環境整備
  - 研究のための研修企画  
（研究目的や背景、研究目的を達成するための研究方法の選択など）
  - 倫理審査規程に基づく審査
  - 調査指導者の登録制度の確立及び新たな指導者への依頼  
（山口県立大学、宇部フロンティア大学、至誠館大学の継続、そして新たな研究機関への依頼）
- ・介護支援専門員の現状把握や社会的地位向上のための、アンケート調査や調査研究の実施

## 6. 近県との連携、日本協会との連携（三役）

- ・広島県、島根県、岡山県、福岡県との連携強化・研修相互乗り入れの継続
- ・鳥取県との連携模索（日本協会との連携）
- ・日本協会への意見提言（県協会として、地域の意見を日本協会への意見をしっかり伝える）

### ◎ 役員会の運営・開催

1	代議員総会	年1回	4	常任理事会	年4回
2	代表者会議	年1回	5	監査	年1回
3	理事会	年5回	6	部会	各部会年3～5回程度

第4号議案

令和5年度 収支予算(案)  
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

収入の部

(単位:千円)

勘定科目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増△減	摘要
会費収入	4,550	4,600	△ 50	
正会員	4,200	4,200	0	@3,000×1,400人
賛助会費	350	400	△ 50	@50,000×7企業
受託金収入	1,475	1,437	38	
受託金収入	1,475	1,437	38	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	871	829	42	
助成金収入	303	292	11	令和4年度会員名簿管理手数料
	16	27	△ 11	令和4年度会員支部交付金(後期分)
	402	360	42	令和5年度会員支部交付金(前期分)
	150	150	0	中国ブロック会議に係る助成金
寄付金収入	0	10	△ 10	
寄付金収入	0	10	△ 10	
事業収入	19,360	17,463	1,897	
参加費収入	17,946	16,463	1,483	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	1,264	750	514	ケアプラン点検事業費
広告収入	100	200	△ 100	広告掲載料
手数料収入	50	50	0	書籍販売斡旋手数等
雑収入	1	1	0	
雑収入	1	1	0	
当期収入合計(A)	26,257	24,340	1,917	
前年度繰越金収入	36,453	33,218	3,235	
収入合計(B)	62,710	57,558	5,152	

支出の部

(単位:千円)

勘定科目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増△減	摘要
<b>事務費</b>	<b>11,360</b>	<b>10,605</b>	<b>755</b>	
会議費(事務)	1,325	950	375	会議・打ち合せに係る日当、旅費等
役職員旅費(事務)	300	300	0	会議・出張等に係る旅費(オンライン参加含む)
人件費(事務)	6,463	6,334	129	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	260	340	△ 80	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	286	251	35	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	616	590	26	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	317	317	0	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	788	652	136	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80	80	0	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45	45	0	協議会会費
支払報酬(事務)	410	360	50	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	420	336	84	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50	50	0	記念品・交際費等
<b>事業費</b>	<b>14,765</b>	<b>13,959</b>	<b>806</b>	
事業広報費	440	420	20	ホームページ維持管理料・協会だより・システム年会費等
事業謝金	3,805	3,693	112	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費、ケアプラン点検者謝金
事業旅費	200	174	26	研修会に係る協力員日当・旅費、事務員の旅費等
事業人件費	6,439	6,317	122	事業に係る人件費
事業消耗品費	415	497	△ 82	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	606	548	58	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	802	796	6	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	63	54	9	昼食代
事業賃借料	1,062	647	415	研修会場代等
事業図書費	108	50	58	テキスト・書籍購入
事業雑費	50	60	△ 10	諸費
業務委託費	275	203	72	法定研修受講管理にかかる業務費、実習保険等
福祉増進費	200	200	0	災害等に係る義援金
活動助成費	300	300	0	全国大会inとちぎ参加に係る経費
<b>予備費</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	
予備費	5	5	0	
当期支出合計(C)	26,130	24,569	1,561	
当期収支差額(A-C)	127	△ 229	356	
次期繰越差額(B-C)	36,580	32,989	3,591	

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会と称する。(以下、「本会」という。)

### (目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

### (主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

### (公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

### (機 関)

第6条 本会は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員及び会員

### (法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者
- (2) 正会員
  - (ア) 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県内に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。
  - (イ) 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。
  - (ウ) 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。
- (3) 賛助会員  
理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

### (代議員の選出)

第8条 代議員(「社員」以下同じ。)は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選挙により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩国ブロック  
区域 岩国市、玖珂郡和木町

- (2) 名称 柳井広域ブロック  
区域 柳井市、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町
- (3) 名称 周防大島ブロック  
区域 大島郡周防大島町
- (4) 名称 周南ブロック  
区域 周南市
- (5) 名称 下松ブロック  
区域 下松市
- (6) 名称 光ブロック  
区域 光市
- (7) 名称 防府ブロック  
区域 防府市
- (8) 名称 山口ブロック  
区域 山口市
- (9) 名称 宇部ブロック  
区域 宇部市
- (10) 名称 山陽小野田ブロック  
区域 山陽小野田市
- (11) 名称 美祢ブロック  
区域 美祢市
- (12) 名称 下関ブロック  
区域 下関市
- (13) 名称 長門地域ブロック  
区域 長門市
- (14) 名称 萩広域ブロック  
区域 萩市、阿武郡阿武町

3 各ブロック選出の代議員の数は、第1項の選挙を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合で選出する。なお、20名に満たない人数についてはこれに算入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人数のブロックが存在する場合には、このブロックから1名の代議員を選出するものとする。

- 4 第1項の選挙においては、正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。
- 5 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の選出)

第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備え、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選

出するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位

3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

#### (正会員の権利)

第11条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

#### (入会)

第12条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (会費)

第13条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年、当該年度の6月末日までに納入するものとする。ただし、新たに入会した者にあつては、入会と同時に納入するものとする。

3 賛助会員は、別に定める会員規約により、賛助会費を納入しなければならない。

#### (退会)

第14条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

#### (資格の喪失)

第15条 正会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき
- (4) 会費及び賛助会員を正当な理由なく年度末までに納めなかったとき
- (5) 本会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

#### (除名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席社員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

ただし、この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を損なうような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があったとき
- (3) 介護保険法に反する重大な行為があったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又は、その者に対して通知することができないときは、通知に代えて、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公示するものとする。

#### (資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びその他本会の資産に



対して、何らの請求をすることができない。

(余剰金の分配の制限)

第18条 本会は、地域の公益及び会員の共益を目的とするため、会員、その他の者に対し剰余金の分配をすることができない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 当法人の総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 収支決算に関する事項
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。

- (1) 理事会が必要と認めたとき

- (2) 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第24条 総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した代議員若しくは理事の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第27条 総会の決議事項は、第21条の規定に基づく。

2 総会における議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任（ただし、監事に限る。）
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

4 次の事項に関する決議は、代議員の議決権の4分の3以上をもって行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分
- (2) 他の法人との合併又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(代理及び書面等による決議)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的方法により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定足数の適用については出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議事録作成者、選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員)

第31条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事35名以内
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 会長は、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち8名以内を部長として選任することができる。なお、副会長は部長を兼任することができる。

(理事の資格)

第32条 本会の理事は、本会の正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第33条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。また、日本介護支援専門員協会の支部長として業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 前項について報告するため必要のあるときは、監事は、理事会の開催招集を請求し、又は、招集することができる。

#### (役員を選任の方法)

第35条 本会の理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会の決議により、会長以外の理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他これらの者に準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。
- 6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規程を適用する。
- 7 役員員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員をあらかじめ選任することができる。

#### (任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

#### (役員解任)

第37条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の

2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、別に定める報酬等の支給基準に従って報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の支給基準は総会の決議によって定める。
- 3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問)

第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、介護保険制度に関する学識経験者及び本会の会員として功労があった者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 理事会及び常任理事会

#### (構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の決議及び職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

#### (理事会の種類)

第42条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度ごとに4回以上開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第34条第4項の規定に基づき、監事から会長に対し、招集の請求があったとき

(招集)

第43条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から5日以内に、14日以内を招集日とする通知を発しなければならない。
- 3 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき、又は、決議に特別な利害関係を有するときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第45条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当

該理事会に出席した会長及び理事、監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第48条 この法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

第6章 支部組織

(支部)

第49条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

- 2 支部の設置及び運営については、支部組織運営に関する規程を別に定める

(支部長)

第50条 支部に支部長1名を置く。

- 2 支部長は、別に定める支部組織運営に関する規程に基づき、当該支部に所属する会員の中から選出する。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第51条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の設置に関しては、理事会の決議をもって会長が定める。
- 3 委員及び部会員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第52条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

## 第9章 計算

### (書類及び帳簿の備付け)

第53条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び事業報告に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び書庫書類
- (8) 監査報告に関する書類
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

### (事業年度)

第54条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (資産の構成)

第55条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産等の管理)

第56条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は総会の決議を得て、会長が別に定める。

### (経費の支弁)

第57条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 本会の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

### (事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受け、定時総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

2 前項の規定により定時総会に提出された計算書類は、定時総会において、事業報告については、その内容を報告し、その他の書類については出席した社員の過半数の決議をもって承認を受けなければならない。

### (計算書類等の備置き)

第59条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第60条 この定款は、総会において代議員の議決権3分の2以上の決議によって変更

### (解散)

第61条 本会は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議その他法令で定める事由により解散することができる。

### (残余財産の処分)

第62条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。  
2 本会は、残余財産の分配を行わない。

### (清算人)

第63条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。  
ただし、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選任することができる。

## 第11章 附則

### (規程及び細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### (設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県防府市岩島一丁目17番41号  
佐々木 啓太

山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 恭弥

山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

### (設立時の役員)

第66条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 啓太

設立時理事 橘 康彦

設立時理事 二井 隆一

設立時監事 服部 恭弥

設立時監事 田村 則子 (設立時の代表理事)

第67条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

設立時代表理事 佐々木 啓太

### (設立時の主たる事務所の所在場所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

山口県山口市大手町9番6号

### (最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第70条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

- 1 この定款は、平成28年1月25日から施行する。
- 2 この定款の一部改定は、令和3年5月29日から施行する。

## 山口県内介護支援専門員連絡協議会事務局一覧表

	名称 (地域協議会)	事務局	担当者	会長	〒	住所	電話番号	FAX番号
1	岩国市介護支援専門員連絡協議会	グループホームいろりの家	瀧山 貴士	木村 友和	740-1432	岩国市由宇町神東1603-3	0827-62-0294	0827-62-0295
2	柳井広域介護支援専門員連絡協議会	ゆうわケアプランセンター	藤重 健一	渡辺 あゆみ	742-1352	柳井市伊保庄字近長浜1-4	0820-27-6001	0820-27-0800
3	周防大島介護支援専門員連絡協議会	居宅介護支援事業所なないろ	宇智田 芳江	宇智田 芳江	742-2106	大島郡周防大島町小松91-4	0820-79-2223	0820-79-2226
4	周南市介護支援専門員協会		岡 美絵	藤本 真樹				
5	下松市介護支援専門員協会	下松市健康福祉部 高齢福祉課 地域包括支援係(下松市地域包括支援センター)	吉本 由香	福井 治枝	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1838	0833-41-1515
6	光市介護支援専門員協会	歩夢ケアプランセンター	関永 博美	室本 好重	743-0073	光市室積正木14-3	0833-48-8542	0833-48-8546
7	防府介護支援専門員協会	防府東地域包括支援センター	蔵田 真也	谷山 龍	747-0011	防府市岸津2丁目24-20	0835-27-0150	0835-27-0980
8	山口市介護支援専門員協会	済生会山口地域ケアセンター やすらぎ居宅介護支援事業所	宮原 真子	安光 正之	753-0061	山口市朝倉町4-55-6	083-924-6614	083-924-7045
9	宇部市介護支援専門員協議会	協立在宅介護支援センター	佐々木 理恵	綿田 敏孝	755-0014	宇部市末広町1-13	0836-33-6199	0836-33-7149
10	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	あおぞら居宅介護支援事業所	田原 貞子	山下 聡之	756-0836	山陽小野田市須恵1-12-33	0836-81-0008	0836-81-0015
11	美祢市介護支援専門員協会	特別養護老人ホーム みとう悠々苑	三国 宏子	長尾 賢二	754-0211	美祢市美東町大田5378-1	08396-2-1100	08396-2-1108
12	下関市介護支援専門員協会	セルネグケアマネジメント	藤本 智裕	藤本 智裕	751-0815	下関市本町2丁目11-11	083-242-1017	083-242-1017
13	長門地域介護支援専門員連絡協議会	長門市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所しあわせ長門	馬場 順子	小林 和明	759-4101	長門市東深川1321-1 (長門市地域福祉センター内)	0837-27-0210	0837-22-4340
14	萩広域介護支援専門員連絡協議会	萩市指定居宅介護支援事業所かがやき	石田 祐子 吉岡 麻紀	中山 京子	758-0061	萩市大字椿2398-1	0838-24-4717	0838-24-4121

※周南市介護支援専門員協会の事務局は確定後(6月)にHPで周知予定。



## 介護支援専門員 倫理綱領

### 前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

### 条 文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。